

広島県告示第七百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年九月九日までの間、縦覧に供する。

令和三年八月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

瀬野川福富本郷線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市河内町下河内字中畠六二六番一地先から 三原市本郷町船木字椎木一七〇番一地先まで		六・四〇 八・五〇	一八四・七〇	一八四・七〇	
		一〇・二〇 一一・五〇			拡幅